

平成30年3月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 平成30年3月19日(月) 13時01分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 藤田 博司

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請
について

議案第2号 双葉町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する
規則の制定について

議案第3号 双葉町農業委員会事務局職員の任免について

5. 出席委員

議席1	空 席	議席2	西内 芳徳	議席3	空 席
議席4	木幡 治	議席5	高田 喜寿	議席6	澤上 榮
議席7	西尾 富雄	議席8	大橋 利一	議席9	熊 利美
議席10	欠 席	議席11	吉田 晴男	議席12	井上 寔
議席13	渡邊 重友	議席14	藤田 博司	議席15	空 席

6. 欠席委員

議席10 小川 貴永

7. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長 志賀 睦

産業課課長補佐兼商工労政係長(併任) 中野 弘紀

主事(併任) 酒井 夕紀

8. 開 会(事務局長)

○志賀事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、只今より双葉町農業委員会3月定例総会を開催したいと思います。それでは会長の方から挨拶をお願いいたします。

9. 会長挨拶

皆さんこんにちは。桜の花の開花というのはやはり農作業の忙しい時期に入ってこんな風に思います。パラリンピックとか、色々またメダルが増えて日本も活性しているようですが、国会は国会の中で活性しているようですが、良い方向に進んでいただければ、そんな風に思います。それでは、簡単ではありますが、私からのお話は以上です。

10. 議 事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。

双葉町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となります。会長よろしく願いいたします。

◆議長(藤田会長)

議事に入る前に、10番 小川 貴永 委員から欠席の旨、連絡がありましたので報告いたします。ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、これより平成30年3月定例総会を開催いたします。

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

(会務報告を朗読)

◆議長(藤田会長)

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りをいたします。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◆議長(藤田会長)

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には6番 澤上 榮 委員、11番 吉田 晴男 委員の両名を指名いたします。

日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の定例総会の資料の3ページから31ページまでとなります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について。農地法第3条第1項及び同法施行令第3条の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。平成30年3月19日提出。双葉町農業委員会会長 藤田博司。

次のページをお開きください。

番号1、譲渡人 双葉町大字中田字*****。****。**歳。譲受人 双葉町大字中田字*****。****。**歳。土地の表示、大字長塚字*****。田1,011平方メートル、外12筆、大字中田字*****。畑130平方メートル、外1筆。計、田15,535平方メートル。畑1,223平方メートル。移転理由、贈与。当事者経営地、譲受人、田19,090.57平方メートル。畑1,223平方メートル。計20,313.57平方メートル。譲受人労働力、2人。移転の理由、贈与、受贈し引き続き農業経営を主宰する。

内容に関しましては生前贈与での所有権移転での申請となります。

なお、本件につきましては事務局審査で、農地法第3条第2項各号に該当しておりませんので、許可基準を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

◆議長（藤田会長）

これから議案第1号の審議に入ります。

本件にかかる調査結果を地区調査委員である 吉田 晴男 委員から報告願います。

○吉田委員

はい。ご報告します。**さんのところへ3月11日の午後2時30分頃に電話で連絡いたしました。**さんに今回の申請内容について確認したところ、内容に間違いありませんということでした。**さんは近くにいるということで電話を代わっていただきまして、内容について確認し、間違いなしということでした。今回の譲渡理由については、贈与ということで、息子さんの**さんの方に譲渡したいということでした。

避難指示解除後に営農を再開するという話については、自分も高齢で、自分の食べる分は耕作は可能ですけど、それ以上は地域の組合にお任せしたいということでした。集団営農に十分協力いたしますので、よろしく願いますとのことでした。以上ご報告いたし

ます。

◆議長（藤田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見等ありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第1号の所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請の通り許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号「双葉町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の制定について」を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

改正農業委員会法により、農業委員の選出方法が、選挙及び農業団体、議会からの推薦による町長の選任制の併用から町長が議会の同意を得て任命する方法へ変更されました。

また、農地利用の最適化を推進するため、現場活動を行う「農地利用最適化推進委員」を新たに設置することになりました。この農地利用最適化推進委員は、公募のうえ、農業委員会が委嘱することになっております。

そのため、公募手続きについては、農業委員会で規則を定める必要がありますので、公募する前に制定させていただきたいので、その内容についてご審議いただきたいと思っております。詳細につきましては、中野課長補佐より説明をさせていただきます。

○中野課長補佐

まず皆様のお手元にあります、会議資料の33ページ以降に規則の案という形で載せさせていただいております。私どものほうで、今回7月7日に任期が切れまして、8日から新しい体制になるのですが、その前に農業委員会の方で農業委員と、農地利用最適化推進委員を選定する作業に入ります。皆様のお手元の資料No.1に募集要項をつけさせていただきました。こちらをメインにお話しさせていただきます。

今回の募集要項につきましては、3ページを見ていただきまして、受付期間が4月2日から5月2日までの1か月間を予定しております。こちらの方に皆様の方で自己推薦、も

しくは団体推薦、他の農業者からの推薦、の3パターンで応募していただくようになります。職務につきましては1ページに戻っていただきまして、(1)から(3)を主に職務ということで書かせていただいております。

また、候補者の資格ということで、(1)から(5)ということになっておりますけれど、(1)と(2)が法定上の要件となっております。(3)と(4)につきましては、法令により兼職または就任を禁止されている者ということで、法律上別に定めて、こちらの職に就けないという方は、こちらの資格が無いということなので、そのように書かせていただいております。

また、(4)の双葉町の一般職員である者と書かせていただいたのは、一応一般職員でも候補者となることは可能ですが、地方公務員である以上、事務に専念する義務があるものですから、兼職承認をもらわないとならないということで、あえて外しました。なので、町職員からは立候補できないということにさせていただいております。

また(5)につきましては暴力団排除条例ということで一般通念上好ましくないということで書かせていただいております。募集人数につきましては以前皆様とお話しさせていただいたと思いますが、帰還困難区域でも特定復興産業拠点の羽鳥地区と、避難指示解除準備区域の両竹浜野地区を該当させまして、こちらの地区に3人ということで募集したいと思っております。

また、任期につきましては、委嘱の日と書いてありますが、なぜ日にちが入っていないかといいますと、新しい農業委員の体制になってから委員の方が集まってその場で決めていただくということで、委員会の開催日が未定ということで委嘱の日ということにさせていただいております。農業委員の任期の満了日までということですが、3年後の7月7日ということになっております。

次のページにいきまして、身分につきましては、双葉町の特別職の非常勤職員ということで今と変わりはありません。報酬につきましては、今の皆様の年額報酬と変わりはありません。今後、活動実績等により能率給が加算されて支払われますということで、12月の条例改正の時にそちらを追記しておりますので、あわせてそちらも支払われるということになります。推薦及び応募の手続きについては、(1)と(2)を参照していただければと思っております。

今回につきましては、一般推薦と団体推薦、一般応募という3つのパターンの応募ということになります。添付資料につきましては、住民票の抄本ということで1通、そちらの

方だけになります。なお、推薦書と応募申込書につきましては、今回皆様にご承諾いただければ、こちらの方で用意しまして、各支所、埼玉と郡山、農業委員会事務局に据え置きまして、広報誌等を活用いたしまして、周知したいと考えております。

次の3ページの留意事項ですが、今回農業委員と農地利用最適化推進委員の双方同時に推薦を受けて候補者となることはできますけれど、兼職はできないということでこちらの方は留意点となっております。応募はできますが兼職はできないということで、どちらかということになります。9番の農地利用最適化推進委員の選任ということで、今後5月2日までに送られた応募書類をもとに、選考委員会を立ち上げて、そちらの方で選考すると。場合によっては面接すると、そういう形をとらせていただきたいと思います。ここまでの作業は現行の農業委員会の体制でやるということで、委嘱につきましては、新しい農業委員会体制のもとで行う二段構えになります。

10番の選任の通知なんですが、「8月中旬」となっていますが、「7月中旬」に訂正させていただきます。7月中旬より前にさせていただきたいと思いますが、一応7月中旬という設定をお願いします。推薦と応募内容の公表につきましては、今まで選挙の絡みでやっていたかと思いますが、今回からはインターネットでも公表し、中間と最終で公表事項がありまして、こちらにあります公表事項となっている事項をインターネット等で公表することが義務付けられておりますので、ご承知いただければと思います。

今回、規則の方をメインに議案に上げさせてもらいましたが、合わせて、最初の資料に戻っていただきまして、36ページ、先ほど話させていただきました選考委員会設置要綱を付けております、こちらは規則ではなくて設置要綱ということで、内規ということになります。こちらの方に先ほど言いましたように、応募があった場合にこちらの方で選考するというかたちをとらせていただきたいのですが、選考委員には充て職ということで、農業委員会会長、会長職務代理者、副町長、総務課長、農業委員会事務局長、必要に応じて会長が指名した町職員ということで、その中で決めさせていただければと思っております。

続きまして38ページ以降、様式になるんですけど、こちらの方修正がありまして、名前を書く欄の横に「年齢」の欄があるんですけど、こちら「生年月日」に修正させていただきます。年齢ですと年齢だけを書いていただければいいのですが、一応生年月日を書いていただくということで。

今回皆様にご審議いただきまして、ご了解いただきましてから、公告しまして、4月2日には各インターネットや広報誌に載せさせていただければと思います。ご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

◆議長（藤田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見等ありませんか。

この要綱の1のところの（3）となっていますが、一番下（4）でよろしいですか。

○中野課長補佐

はい。申し訳ありません。

○西内委員

推薦者の確認なんですけど、農家、非農家、年齢など、要件を教えていただければと。

○中野課長補佐

一般推薦のことでよろしいでしょうか。

○西内委員

はい。1人以上となっていますが、そういった推薦者の条件はあるのかなと。

○中野課長補佐

農業者からの推薦ということなので、一般推薦に関しては農業者からの推薦ということをお願いしたいと思っております。

○西内委員

年齢とかも。

○中野課長補佐

年齢に関しては、公表要件なので書かせてもらってますが、年齢制限は特にありません。

○木幡委員

確認です。西内委員と同じなのですが、団体推薦の部分、農業者が組織する団体というのは普通に考えてJAなど、ということでもよろしいんですよね。その他の団体というのは何を指しているのでしょうか。例えば、地区の団体推薦ということでも構わないということですか。

○中野課長補佐

法令上、農業者の組織する団体、またはその他の団体というように濁しているんですけども、広い意味でとらえれば行政区等の団体でも可能です。なので、今までの選任団体である土地改良区さんなり農協さんなり共済さんなりですが、こちらは最適化推進委員さんの話なんですけど、あとで農業委員の方もお話しさせていただきますけど、原則一緒と考えているんで、こちらは行政区でも可能です。

○木幡委員

行政区も可能と。最適化推進委員については農業がこれからできる地区ということで、中野・中浜・羽鳥を指して、その中から最適化推進委員を選ぶという部分で今日のやつは出てるんだと思います。そうすると農業委員については双葉町全域からでるということですか。

○中野課長補佐

農業委員については町の決め事になってしまうんですけど、内容的には全域というよりも、住所要件はありません。極端なことをいうと他町からでもできます。町長職と一緒にですね。ただ、地元のことをわかっていないとできないでしょという話なので、そこは選考委員会の中でいろいろあるかと思います。一応、住所要件は推進委員もありません。

○渡邊委員

今、羽鳥と両竹・浜野地区とありましたが、渋川・鴻草・中田かな、あの辺の近辺はどうなっていますか。全然事業を見越していないからということで、避難区域そのものということで、いまのところ除外という考え方をしてるんでしょうか、ということを確認したかったのですが。浜野は復興計画ありますね、あと羽鳥は町の事業計画があつて、農地を除染して、農地を含めて進めていきたい。そうすると今のところ渋川・鴻草については具体的な計画は持ってないということですか。

○中野課長補佐

今渡邊委員からお話ありました渋川・鴻草につきましては、帰還困難区域で特定復興再生拠点にも入っていないということで、今のところ予定はありません。中田につきましては、復興再生拠点には入っていますが、農業再生の話がまだ具体的にはなっていませんので、今後ここに記載されていない地区がありますけれど、次の任期のとき、3年後ですね、その時に農業再開できるような環境になる、もしくはなつていこうということになれば、追記ということになっていこうかと思います。

○大橋委員

文言、表記の確認なんですけれど、資料33ページ、第2条「農業委員」とあるんですが、これでいいんでしょうか。

○中野課長補佐

すみません、ここは「農地最適化推進委員」に修正させていただきます。

○大橋委員

もう1つなのですが、34ページ第7条(5)のあとに「町長」とあるんですが、条例にのっってこのように表記したということですか。

○中野課長補佐

修正させていただきます。「町長」は「農業委員会」に修正させていただきます。会長ではなく、農業委員会ということで。

◆議長(藤田会長)

そのほかありませんか。

これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第2号の「双葉町農業委員会の農地最適化推進委員選任に関する規則の制定について」は、提出された案のとおり制定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。議案第2号の「双葉町農業委員会の農地最適化推進委員選任に関する規則の制定について」は、提出された案のとおり制定することに決定いたしました。

事前の通知になかったのですが、事務局より議案を追加したい旨申し出がありました。皆さまからご異議がなければ認めたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。追加議案第3号「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

本日、人事異動の内示があり、記載の通り、4月1日付けで異動となります。農業委員会等に関する法律第26条第3号の規定により、事務局職員は農業委員会が任免することになっておりますので、委員会に承認を求めるものです。今お配りいたしました資料をご覧ください。

追加議案ということで、議案第3号について説明させていただきます。議案第3号 双葉町農業委員会事務局職員の任免について。双葉町農業委員会事務局職員を次のとおり任免することについて、その承認を求める。平成30年3月19日提出。双葉町農業委員会 会長 藤田博司。裏面でございます。人事異動の発令ということで、平成30年4月1日付けで転出する者、課長補佐 中野弘紀、転出先が住民生活課 課長でございます。職名主

事、酒井夕紀、転出先健康福祉課 主事でございます。転入する者でございますが、現状からいきますと、まだちょっと決まってませんので、現在私含めて3名おりますが、私はこのまま残るといふことで、そのほかの職員につきましては今日決まったばかりで、まだ決められませんので、できれば私の方に一任していただいて、それから農業委員会に諮らせていただく形で決めさせていただきたいと思ひます。

○中野課長補佐

今、皆様のところへ追加議案で出させていただいたのは、農業委員会法に基づきまして、農業委員の職員は農業委員会が任免することとなっております。議案に上げて承認しましょうということになります。今回、私と酒井が異動となるものですから、免職ということでその承認と、新たに産業課にくる人間のうち誰を農業委員会の担当にさせるか、事務局長のほうで摺合せをしまして、会長と調整し、4月の農業委員会の方で農業委員会のみなさんに報告してさかのぼってですが、承認していただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

◆議長（藤田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見等ありませんか。

○大橋委員

細かい話だけでも、一方的というか、見通しが決まっていないうちにといふのは疑問視なんだけども。2人行くのだって、来る保証が無いわけじゃないですか。

○志賀事務局長

産業課としましては、2人が転出されるんですが、基本的には同数なんです。現在も5人、2人が入ってくると。それで5人なんです。今回は中野課長補佐に関しては本当は商工労政係長という意味合いですから、当然農業委員会併任させるのはちょっと、なんですが、なかなか農業委員会ができないのもあって、今回させていただきましたが、ですから中野くんの代わりに1人入ってきます。もう1人はまた産業課ということに入ってきますので、あとは元々いる人間、私含めて3人ですが、今回入ってくる方を含めて4人の中から選ばせていただくということ、今のところ3人になってますが、3人か2人かというかたちでさせていただきたいと思ひます。今のところ人数的には同じ、減りはしませんし増えもしないという状況になります。ですからそのへんご理解いただきたいと思ひます。

◆議長（藤田会長）

以前にも産業課と一緒になるということで色々ありましたけど。

○志賀事務局長

組織的には違うということをや役場の上の方にも話はしてます。なかなかその部分をご理解いただけないこともありますし、今の状況で農業委員会を別にするととなると、情勢的にはなかなか厳しい部分もあるということで、一緒にしている状況だということです。ですから、人員的には今後、はっきりいいますと厳しいということはありません。やはり農業委員会も含め、これから営農再開とか色々やっていく部分、それからあと商工部分に関しましてはいろんなイベントを含め、今後復興拠点に色々な施設を作ったその管理とかたくさんあります。ただやっぱりなかなか、その辺はうちの方でも話はしてますけどなかなか上の方ではそこまでできない部分というのはあるんだと思います。ですからまあ、この中の人員で、皆様にご迷惑をかけないようにやっていきますので、また、町の産業課としても、農業委員会という組織を今後やはりまた色々ありますので、その辺も含めて上層部には話をしていきたいと思っておりますので、この状況でご理解をいただきたいと思っております。

◆議長（藤田会長）

労働時間の問題やなんかで騒がれていて、役場自体だって人数が少ないということで厳しくなっていくと思うんですけど、前の時もそうだったけどやはり今、優秀な2人がご栄転していくのは結構なことではございますけれど、その後に入ってくる人がどれくらいのキャリアの人かわかりませんが、事務局の方には全部かかってくるならば、大変な業務量になってくるんじゃないかと、それが一番私としては心配なところです。ですから、承認ということですが、承認していかないと、農業委員の職員というかたちでやっているわけですから、承認していただいて、お2人は新しい転地で頑張りたいと思っております。この案を皆さんにご承認いただけるかどうかなんですけども。どうですか。皆さんも理解はしがたいということでしょうか。ご意見ないとして、認めてよろしいですかね。

皆さんからご意見を賜りましたが、これで質疑を終わりたいと思っております。お諮りいたします。

議案第3号の「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」は、提出された案のとおり任免することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。議案第3号の「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」は、提出された案のとおり職員の任免を承認することに決定いたしました。

以上で、本日の提出された議案は、すべて終了いたしました。

引き続き、下記事項について協議。

- (1) 平成30年4月定例総会の開催及び日程について
- (2) その他
 - ・なし

引き続き、下記事項について事務局より報告。

- (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募について
- (2) その他
 - ・なし

閉会時間 13時 58分

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長 藤田 博司 ㊟

議事録署名人 澤上 榮 ㊟

議事録署名人 吉田 晴男 ㊟